

令和元年8月29日

ご販売店様 各位

三菱電機株式会社

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害にかかる「特別修理対応」実施のご案内

首題の件、この度の前線等に伴う大雨により被災された皆様方には、心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧を心より祈念いたします。

今回被害を受けられましたお客様ご愛用の三菱電機家電製品につきましては、特別料金にて修理対応をさせていただきますので、ご案内を申し上げます。

なお、当運用は特別対応のため、当社での修理実施に限定させていただきます。

また、製品の状態によっては、修理が困難な場合がありますので、予めご了承をお願い申し上げます。

記

1. 対象地区

災害救助法適用市町村（第1報）

佐賀県（10市10町）

佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、
神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町・上峰町・みやき町、東松浦郡玄海町、
西松浦郡有田町、杵島郡大町町・江北町・白石町、藤津郡太良町

※災害救助法適用地区が追加された場合は、それに準じます。

[内閣府 防災情報のホームページ 災害救助法の適用状況]

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2. 特別修理料金

(1) 点検・見積の場合：点検・見積り料金（無料）、出張料（無料）

(2) 修理の場合：修理工料（半額）、部品代・出張料（通常料金）

3. 液晶テレビのパネル代金

液晶パネル部品代の半額

4. 適用期間

令和元年11月30日受付分まで

【修理窓口】（家電品の修理の問合せ・修理の依頼）[365日 24時間受付]

三菱電機修理受付センター

フリーダイヤル：0120-56-8634（無料）

FAX(ナビダイヤル)：0570-03-8634（有料）

携帯電話・PHSの場合

TEL(ナビダイヤル)：0570-01-8634（有料）

※電話番号、FAX番号をお確かめのうえ、お間違えのないようにおかけください。

地震や停電の際のご注意

地震などにより、店頭・落下した家庭用電化製品はそのまま使用(通電)しないでください

地震などにより製品が転倒・落下してしまった場合、問題がないようであっても、内部の電子部品などが破損している場合があります。そのまま使用（通電）した場合は発煙や発火のおそれがありますので、お買い上げの販売店、または「三菱電機修理窓口」にご相談の上、点検・修理を受けてください。

水害などにより冠水した家庭用電化製品はそのまま使用(通電)しないでください

水害などにより冠水してしまった場合は、漏電の危険が高いため、できるだけ買い替えをおすすめします。乾燥しているようでも、内部が乾燥していなかったり、泥や塩分が残っていると大変危険であり、発煙や発火のおそれがあります。一時的に使用可能な状態であっても、そのままでは使用（通電）せず、お買い上げの販売店、または「三菱電機修理窓口」にご相談の上、点検・修理を受けてください。

家庭用電化製品をご使用時に停電が発生した際には、下記の点にご注意ください

- ・ 暖房器具や電気ポットなど発熱する家庭用電化製品はコンセントを抜いておいてください。
- ・ モーターなどを応用した家庭用電化製品は起動時の電流が大きく、停電復帰時に家庭内のすべての家庭用電化製品が一斉に運転を始めると、ご家庭内のヒューズやブレーカーが落ちたり、電気部品への悪影響が考えられますので、停電になりましたら家庭用電化製品の電源プラグをコンセントから抜いていただくことをおすすめします。（冷蔵庫は除く）
停電復帰後、電源プラグをコンセントに差し込んでください。
- ・ タイマー付き家庭用電化製品は、設定が解除されるものがありますので、停電復帰後、時刻合わせやタイマー再設定を行ってください。

* 地震や停電の際のご注意の詳細は、以下のページを参照願います。

[三菱電機株式会社 個人のお客様

サポート・お問い合わせ 地震や停電の際のご注意とよくあるお問い合わせ]

http://www.mitsubishielectric.co.jp/support/info/teiden_faq.html